

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目7番15号  
協業組合仙台清掃公社  
代表理事 山田政彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 元 年 7 月 30 日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 9 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 6月10日	許可
平成16年 6月10日	許可の更新
平成21年 6月10日	許可の更新
平成26年 6月10日	許可の更新
令和元年 7月30日	許可の更新、優良認定

5 積替え許可の有無 存 ・ (無)

市名 許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈																	
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h									
1	令第1号	○																		
2	令第2号	○																		
3	令第3号	○																		
4	令第4号	○																		
5イ	令第5号イ																			
5ロ	令第5号ロ																			
5ハ	令第5号ハ																			
5ニ	令第5号ニ																			
5ト	令第5号ト																			
5	令第5号ホ、ヘ及びチ〜ル		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h									
			有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	指定 下水汚泥									
			1 アルキル水銀化合物																	
			2 水銀又はその化合物		○		○	○												
			3 カドミウム又はその化合物		○		○	○												
			4 鉛又はその化合物		○		○	○												
			5 有機磷化合物																	
			6 六価クロム化合物		○		○	○												
			7 砒素又はその化合物		○		○	○												
			8 シアン化合物		○			○												
			9 PCB																	
			10 トリクロロエチレン		○	○	○	○												
			11 テトラクロロエチレン		○	○	○	○												
			12 ジクロロメタン		○	○	○	○												
			13 四塩化炭素		○	○	○	○												
			14 1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○												
			15 1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○												
			16 シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○												
			17 1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○												
			18 1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○												
			19 1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○												
			20 チウラム		○			○												
			21 シマジン																	
			22 チオベンカルブ		○		○	○												
			23 ベンゼン		○	○	○	○												
			24 セレン又はその化合物				○	○												
			25 1, 4-ジオキサソ																	
			26 ダイオキシン類																	
			27																	
			28																	
			29																	
			30																	
6	令第6号																			
7	令第7号																			
8	令第8号																			
9	令第9号																			
10																				
11																				

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことができないものを示す。